別添様式６

○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付施設　　檜山振興局

（令和５年11月15日現在）

施設種別	施　設　名	設置者区分	郵便番号	住　所	電話番号	証明書交付日
院内保育施設	道南ロイヤル病院院内保育室	医療法人財団	－	久遠郡せたな町	－	令和5年11月15日

※１　証明書交付対象施設は、児童福祉法第５９条の２第１項の規定による届出が行われた認可外保育施設です。
　　したがって、届出対象外施設（事業所内保育施設や院内保育施設など、雇用する労働者の監護する乳幼児のみを対象として保育を行う施設など）は、指導監督基準への適合如何に関わらず証明書の交付対象外となります。

※２　証明書は、国が定めた「認可外保育施設指導監督基準」をすべて満たしている施設に対して交付されます。

※３　証明書の有効期間は、証明書を交付した日から次により返還を求められた日までです。
　　檜山振興局が「認可外保育施設指導監督要綱」に基づき行う立入調査により、証明書の交付の要件を満たさなくなったと認められるとき